

奄美市ワーケーション企業等誘致促進事業 Q&A

Q「ワーク」ができる施設で、補助金の交付対象となるのはどこですか。

A 奄美市内のコワーキングスペース、レンタルオフィスです。具体的には、下記 4 施設です。（R7.11.1 時点）

- ・Workstyle Lab Inno(<https://inno-amamiwork.jp/>)
- ・ICT ブラザカサリ（<https://www.city.amami.lg.jp/shosui/kanko/sangyo/sogyo/ict-plaza.html>）
- ・Living AMAMI（<https://livingamami.com/>）
- ・Amamin'Base（<https://hojo-archi.jp/services/services04-01/>）

（市内外の飲食店等でコワーキングスペース等がある施設や、市外のコワーキングスペース等についての利用料については、補助金の交付対象外となります。）

Q 上記施設は毎日利用する必要がありますか。

A いいえ、必ずしも毎日利用する必要はありません。ただし、ワーケーションという趣旨を鑑み、ワークとバケーションのバランスの取れた行程として頂きます。ワーケーション実施前にご提出頂く「事業計画書」にて、個別に内容を確認させていただきます。

Q 奄美市以外での宿泊、観光、コワーキング施設利用等はこの補助金の対象になりますか。

A いいえ、本補助金の対象とはなりません。

Q 家族等を同行させることは可能ですか。

A はい、可能です。ただし、本補助金は「ワーク」「バケーション」のいずれも実施する方に対してのみ行うものとなりますので、それらを行わない同行者については補助金の交付対象者とはなりません。

Q 同じ企業の所属ではない複数人で利用を考えているが、対象となりますか。

A 基本的には同じ企業のメンバーを想定しているところですが、一緒にプロジェクトを行っている等、同じ仕事に携わっている人であれば補助金の交付対象となります。申請の際に、業務内容等を確認させていただきます。

Q 申請は先着順ですか。

A はい、先着順（申請書を受理した順）となります。なお、この制度は、現在計上されている予算の範囲内での執行を予定していますので、予算の枠を超えた場合は、申請の受付を終了する場合があります。

Q この交付金の対象となる期間はいつですか。

A この補助金は、令和 6 年 11 月 1 日以降に実施したワーケーションが対象となります。

ただし、この制度は国の交付金を活用した制度となりますので、毎年 2 月末日までに事業を完了し、ただちに実績報告書が提出されていることが必要になります（実績報告書の提出は、事業完了後 30 日後もしくは 2 月 28 日のいずれか早い日です）。

なお、この制度は、現在計上されている予算の範囲内での執行を予定していますので、予算の枠を超えた場合は、申請の受付を終了する場合があります。

Q 申請額から大幅に変動した場合はどうなりますか。

A 実際に行った内容で実績報告書を提出頂きます。申請時点から大きく変動となった場合においても、補助対象になる内容で補助上限内であれば、補助金の交付対象となります。

Q 申請額が交付上限に満たない場合、複数回の実施分をまとめて申請することはできますか。

A 1 回の申請につき、ワーケーションを 1 回実施して頂きます（まとめた申請はできません）。なお、本事業は、「奄美でのワーケーションの『お試し』」を事業主旨としているため、同一申請者の利用は年度を問わず 1 回までとしております。

Q 一度実施した事業者が、別の年度に再度この事業を利用することは可能ですか。

A いいえ、一度交付を受けた事業者が、再度申請することはできません。本事業は「奄美でのワーケーションの『お試し』」を事業主旨としているため、同一申請者の利用は 1 回までとしています。限られた枠の中で、沢山の方に幅広く利用頂きたいと考えていますので、ご理解の程お願いいたします。

Q 天候不良（台風等）等の理由でキャンセルになる場合、キャンセル料は出ますか。

A いいえ、キャンセル料は補助対象外となります。

Q ・奄美島内で使ったバスやタクシー等は全て交通費の対象になりますか？

A 交付対象である、市内でのワーケーション施設利用やアクティビティ等を行うために利用する移動手段であれば、どの交通手段でも対象になります（バス・タクシー・レンタカー・レンタルバイク等）。ただし、移動の目的によっては対象とならない場合もありますので、個別に確認させていただく可能性があります。

また、交通費については、島外から市内までの交通費についても、要綱に記載のある通り交付対象となります。ただし、飛行機、新幹線いずれも、通常の座席にプラスする追加料金部分については補助対象なりませんので、ご注意ください。船については「追加料金」という概念ではないものの、一番ベーシックなプランの料金（奄美―鹿児島だと「2 等」）以上のものについては、その差額分は対象となりません）。事前に提出頂く「事業計画書」等で確認しますが、気になる点についてはお問合せください。

Q 対象となるアクティビティはこういったものですか。

A 奄美市の事業所における観光です（市外の観光は本補助金の交付対象とはなりません）。一例を挙げますと、カヌー、エコツアー等自然を活かした体験、泥染め、着付け、焼酎蔵元見学等の文化を活かした体験、博物館や美術館等の観覧等が挙げられます。事前に提出頂く「事業計画書」で確認もいたしますが、気になる点についてはお問合せください。

Q 見学施設（博物館等）等の利用料は、対象になりますか。

A はい、市内の施設であれば、交付対象となります。